政 策 3-2

1.政策名

預金者、保険契約者、投資者等の保護

2.政策の目標

(目標)

預金者、保険契約者、投資家等の保護に資するため、適時・適切な行政処分の実施など を行なう。

(業績指標)

行政処分の実施等

(説明)

預金者、保険契約者、投資家等を保護するためには、金融機関等に対し、業務に関連する諸法令等を遵守させることにより、業務運営の適切性、健全性の確保を図ることが必要です。このため、金融庁では、立入検査、報告の徴求等により事実関係を把握し、法令違反等の事実が確認された場合には、業務改善命令・業務停止命令の行政処分を行う等により、法令遵守を促しています。

3. 現状分析及び外部要因

金融取引が高度化・複雑化し、また、市場の変動が激しい中で、預金者、保険契約者、 投資家等の保護のためには、金融サービスに関わる業者の厳正な法令遵守が求められて います。

4.事務運営についての報告及び評価

(1)事務運営についての報告

平成 13 事務年度における本政策目標に関する事務運営の状況は以下のとおりです。

金融庁が行う行政処分としては、法令違反等が認められたものと、金融機関が破綻 した場合の資産劣化防止等を含むその他のものがあります。

なお、自己資本比率等に基づく早期是正措置も行政処分に含まれますが、これについ

ては、1-3「金融機関の健全性確保に向けた適切な対応」に記載しています。

法令違反等に対する行政処分

イ.預金取扱金融機関

顧客の意図的な決算調整に利用されるおそれのある不適切な取引を組成・実行していたこと等、法令順守態勢等に問題が認められたほか、経営管理態勢やリスク管理態勢等の内部管理態勢が不十分であった金融機関に対し、1週間の一部業務の停止、金融機関の業務に係る組織・運営面の抜本的改革及びそれに対する経営陣の認識の徹底、法令遵守態勢の整備等を内容とする業務改善を命ずる処分(業務改善計画の提出を含む)を行ったほか、検査忌避及び虚偽答弁を行うなどの法令違反等が認められた3金融機関に対して業務改善を命ずる処分を実施し、改善状況のフォローアップを行いました。

口.保険会社

保険料の割引、割戻し等特別利益の提供に関する法令違反が認められた保険会社に対して、1週間の一部業務停止や、役員、使用人、生命保険募集人に対する法令等遵守に係る教育等の充実や法令等遵守体制の整備などを内容とする業務改善を命ずる処分を行ったほか、保険契約者等に誤解させるおそれのある資料を作成し、配布・提示して募集を行うなどの法令違反等が認められた5社に対して、業務改善を命ずる処分を実施し、改善状況のフォローアップを行いました。

八.証券会社

空売り規制違反、取引一任勘定取引契約の締結、作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引等の法令違反等が認められた23社に対して、3日間から5週間の一部又は全部の業務停止や内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定等を内容とする業務改善を命ずる処分を実施し、改善状況のフォローアップを行いました。

二.貸金業者等

契約書面未交付等の法令違反が認められた貸金業者のうち、4社に対して、業務停止を命ずる処分を実施し、再発防止のための業務改善計画の提出を命じ、1社に対して、登録の取消を行いました。

また、商品券等の発行者については、法定報告の虚偽記載及び発行保証金の供託不足が認められた発行者 1 社につき、登録取消、商品券等購入者の使用促進措置を図ること、及び期限を定め供託不足分の解消を図ることについて業務改善を命じたものの、期限内に供託不足を解消しえなかったことから、再度、使用促進

と供託不足の解消について業務改善を命じました。

その他の処分

破綻金融機関の資産劣化防止等のために、銀行2行、信用金庫13金庫、信用組合32組合に対して行政処分を行いました。これは、金融機関がその財産を持って債務を完済することができない等の事態に陥ったことに対し、破綻金融機関の適切な業務運営の確保を図るため「与信審査体制の充実・強化を図ること」、「不良債権の管理・回収の強化を図ること」、「資産内容の悪化を招く貸出の実行、著しく高金利の預金の受け入れなど資産内容の一層の悪化を招く行為は行わないこと」等を内容とする業務改善を命ずる処分を行ったものであります。

さらに、上記の処分理由以外の行政処分を、銀行2行、貸金業者2社に対して行いました。

	法令違反等に対する処分	その他の処分	計
銀行	3	4	7
信用金庫	0	1 3	1 3
信用組合	1	3 2	3 3
保険	6	0	6
証券	2 3	0	2 3
貸金業者	5	2	7
前払式証票 発行業者	3	0	3
計	4 1	5 1	9 2

【資料3-2-1 行政処分の実施状況】

(2)評価

預金取扱金融機関

行政処分を受けた金融機関においては、法令遵守態勢に係る組織体制の見直しや、 内部管理体制の強化に向けた取組みが行われました。

しかしながら、今後とも金融機関に対し、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に対し厳正に対処することが必要と考えています。

保険会社

行政処分を受けた保険会社においては、法令等遵守に係る組織体制の独立性確保や内部監査態勢の充実・強化、保険の募集・契約にかかる点検・確認態勢の整備といった取組みが行われました。

しかしながら、保険商品が多様化している中で、今後とも、保険契約者保護の観点

から、法令違反等に厳正に対処することが必要と考えています。

証券会社

行政処分を受けた証券会社においては、社内規程の整備、各種研修の実施、法令等 遵守部門や検査部門の機能強化等、業務運営の適切性の向上に向けた取組みが行われ ました。

しかしながら、多様な投資家の幅広い市場参加を促す観点から投資者の保護、市場の公正性の確保が強く求められているところであり、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反行為に対しては、引き続き厳正な行政処分を行っていく必要があると考えています。

なお、個人投資家の証券市場に対する信頼を確固たるものとするため、市場監視機能の強化を図ることが必要となっています。

貸金業者等

業務停止を命ずる処分を受けた貸金業者においては、社員研修の実施、内部検査の 強化といった取組みが行われ、法令遵守向上に向けた体制が整備されました。

しかしながら、貸金業者に関する監督部局(都道府県及び各財務局)への苦情は平成 13 年度には 48 千件に達しています。また、高金利等の法令違反による捜査当局の検挙件数も増加傾向にあることから、今後とも法令に基づき、法令違反行為が確認された場合には厳正な行政処分を行うこととしたいと考えています。

また、前述の商品券等の発行者においては、平成14年9月末現在では商品券等購入者による使用促進により、商品券等の未使用残高が減少し、法定供託義務の不履行状態は解消し、購入者保護上の問題も解消されました。

しかしながら、平成 13 年度のデフレ状況下において、発行者の破産から発行保証金の還付手続きを行った事例が 5 社発生する等、問題のある発行者が増加傾向にあるので、適切な行政処分等を行うことにより、今後も購入者保護を図ってまいりたいと考えています。

以上のように、立入検査、報告の徴求等により法令遵守態勢等に問題が認められた ものや空売り規制違反や、契約書面未交付等の法令違反等が認められたものに対して、 厳正な行政処分を行うことなどにより、法令遵守を促しており、預金者、保険契約者、 個人投資家等の保護が図られているものと考えます。

5 . 今後の課題

金融取引が高度化・複雑化し、また、市場の変動が激しい中で、金融機関等による法令 違反等は、今後様々な形で行われるおそれもあるので、立入検査等を的確に実施し実態把 握に努めた上で、厳正な行政処分を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、立入検査等を 的確に実施し実態把握に努めた上で、厳正な行政処分を行うなどにより業務運営の適切性 等を確保し、預金者、保険契約者、個人投資家等の保護に努めてまいります。

7 . 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8.注記(政策効果の把握方法又は使用資料等)

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、行政処分の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

・ 行政処分の実績

<u>9.担当部局</u>

監督局総務課、総務課協同組織金融室、銀行第1課、銀行第2課、銀行第2課金融会 社室、保険課、証券課